

旧優生保護法国家賠償請求訴訟に関する会見メモ

平成30（2018）年1月30日

第1 訴状の要旨

1 当事者

原告：宮城県内在住の女性（60代）

被告：国

2 請求根拠

国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求

3 旧優生保護法とは

優生上の見地から不良なる子孫の出生を防止することを目的とする法律。本人が、「遺伝性精神病」「遺伝性精神薄弱」等であることや非遺伝性の「精神病又は精神薄弱」であることを理由として、都道府県優生保護審査会の審査を経れば本人の同意がなくとも、男女を問わず、生殖を不能とする方法（精管や卵管を結さつ又は切断及び結さつ）による手術（優生手術）や人工妊娠中絶を受けさせることが認められていた。

昭和24（1949）年から平成8（1996）年までの間に、本人の同意なく審査により行われた優生手術は約1万6500件に上る。

平成8（1996）年に母体保護法に改正。「不良な子孫の出生防止」に関する条文、遺伝性疾患・精神病を理由とした不妊手術や中絶を認める条項が削除された。

4 本件被害状況

原告は、1歳の頃に受けた手術の際の麻酔の影響で知的発達が遅くなった可能性があるにもかかわらず、医師により「遺伝性精神薄弱」と診断され、宮城県優生保護法審査会において優生保護手術が適当と判断され、15歳の時に不妊手術を受けさせられた。

原告は、その後、日常的に腹痛を訴え、時には異常な痛み方をすることもあった。このような症状は現在も続いている。

また、子どもが産めない身体になってしまったため、縁談が破談になったこともあった。

5 国の責任

厚生労働大臣の政策遂行上の不作為の違法+国会の立法不作為の違法

- (1) 旧優生保護法は、子どもを産むか産まないかの選択の自由（「リプロダクティブ・ライツ」 憲法13条）を侵害し、かつ平等原則（憲法14条1項）に違反することが明らかであり、国は平成8（1996）年に母体保護法に改正したにもかかわらず何ら被害回復措置を取っていない。

(2) 法改正後、国連の国際人権（自由権）規約委員会や女性差別撤廃委員会から国に対し、被害者に対する補償措置を求める勧告がなされても、国は補償措置をとっていない。

日弁連が優生手術及び人工妊娠中絶に関する実態調査と被害者に対する謝罪や補償等を求めているが、国は現在まで応じていない。

(3) ハンセン病患者の隔離政策に対し、平成13（2001）年6月に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が、平成20年（2008）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立したにもかかわらず、同様に人権侵害が著しい優生手術の被害者に対する補償については検討されていない。

(4) 平成16（2004）年3月の参議院厚生労働委員会で、当時の坂口力厚生労働大臣が、旧優生保護法下で不妊手術を受けた人がいることは紛れもない事実であることを認め、「そうした事実を今後どうしていくかということは、今後私たちも考えていきたい」旨答弁したが、その後被害者に対する実態調査や補償措置は行われていない。

(5) 厚生労働省及び国会は、遅くとも坂口厚労大臣の答弁があった平成1（2004）年3月には、明らかな人権侵害・被害の重大性と被害回復の必要性を明確に認識していたにもかかわらず、調査・政策遂行及び立法に必要な合理的期間である3年を経過した平成19（2007）年3月を経過しても何ら政策遂行及び立法をしなかった。

かかる厚生労働大臣と国会の不作为は国家賠償法上の違法にあたり、故意・過失も認められる。

6 損害

原告は、優生手術により、憲法13条により保障されているリプロダクティブ・ライツを侵害され、子どもを産む機会を奪われるなど著しい苦痛を被った。原告の精神的苦痛に対する慰謝料としては1000万を下らない。

その他、本件における弁護士費用100万円。合計1100万円

第2 今後の活動予定

- 1 被害者向け電話相談の実施 2018年2月2日（金）
- 2 全国の被害者・支援者との連携
- 3 地方議会、国会への働きかけ など

【お問い合わせ先】

仙台市青葉区大町1丁目2番1号ライオンビル3階 宇都・山田法律事務所
電話：022-397-7960 FAX：022-397-7961
旧優生保護法弁護団 事務局 弁護士 山田いずみ